

○議長（河野）2番、三好和幸君。

○2番（三好和）はい、議長。2番、三好和幸です。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）はい。

○議長（河野）なお、三好君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○2番（三好和）はい。2番、日本共産党、三好和幸です。通告に従い、一般質問をします。

主食米の今後を問います。

昨年の8月頃より、米が不足しているとの話が聞こえ始めて、私の方にも実際に高松市内の米の問屋さんからも「在庫の米がかなり不足しているんです。何袋かでも譲ってくれませんか。」と深刻な話をされてきました。

米不足に陥った要因は、減反と低米価政策を押し付け、農家支援を切り捨ててきた政府にあります。国は「需要に応じた米の生産、販売」政策を一貫して取り、特にコロナ危機の2021年～22年の2年間で50万トンの需要が減るからと減産を押し付けたが、コロナ危機後の実際の需要は見込みをわずかに超え、生産の見込みもわずかに減ったとたんに店頭から米が消える深刻な事態となりました。

また、前政権時に10アールあたり1万5千円の所得補償制度ができたが後の政権が2014年には保証を半減させ、18年には全廃し全国の米農家から1,500億円もの所得を奪ったと報道もされて指摘されました。2000年以降、米農家は175万戸から23年には58万戸へと3分の1に激減しました。

また、昨年6月末の民間在庫は、適正な180万トン～200万トンを下回る153万トンしかない一方、2023年6月末までの需要量は705万トンまで伸び、23年産の米の生産量は661万トンしかなく報道からも「明らかに足りてない。」と指摘されておりました。先日の記者会見でも小泉農水相は「供給量は増えている」という見方に立って「増産する。」と語りながら、増産目標も示しておりません。

その中、物価高騰は命に係わる問題になっていると感じます。「節約するところがなく食費を切り詰めるしかない。」「スーパーで支払いが終わるまでお金が足りるか心配です。」、また、栄養のあるものを食べるよう医師から指示されてもできない人など、必要な食事を節約せざる得ない実態があります。中でも特にお米は育ち盛りのお子さんを持つ親御さんからは「味には一切こだわらないので、いくらでも出来れば安く譲ってもらえませんか。」との深刻なお話も聞きます。

本町においても、昨年は農協に蔵前出荷される米が激減しました。今年もすでに米の卸売り業者が農家回りを始めて、米を探していると聞きます。米不足は大きな問題です。

にわかに米の増産には、生産者を増やすとか、耕作放棄地圃場の活用等、難しい課題が山積しているのは十分理解しますが、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問についてお答えをいたします。

日本の食料安全保障は、4月11日に閣議決定されました新たな食料・農業・農村基本計画の一つの柱になっており、食料自給率は供給カロリーベースで、2030年度に45%とする目標となっております。また、水田政策におきましては、2027年度に見直しをされ、田畠を問わず作物ごとの生産性を支援する仕組みとなります。さらには、米の安定供給に向け、石破首相が、6月5日に閣僚会議を立ち上げておるところであります。このことによりまして、農業政策は大きな転換期を迎えているものと考えております。

昨年夏以降の米の不足感から、全国的には主食用米の作付け拡大となっておりまして、4月末時点での2025年産米の作付け意向調査では、前年比で5万8千ヘクタールの増、生産量としては719万トンで40万トン増の見通しとなっております。過去5年間では最多となる見込みであります。

香川県におきましても、前年度並みでありますが、本町におきましては、農業者の方々への、主食用米の作付け拡大の呼びかけによりまして、前年度比、21ヘクタール増の775ヘクタールの作付け見込みとなっておるところであります。今後、令和7年産米の需給状況をもとに、地域計画の見直しを行うことによる農地の有効利用や、担い手以外の意欲のある多様な農業人材認定制度を活用した次世代の担い手の確保に努めるなど、国・県・JA等の関係機関と連携して、主食用米の確保・安定供給を維持できるよう支援してまいりたいとそのように考えております。

以上、抽象的でございますが答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○2番（三好和） はい。議長。

○議長（河野） 三好君。

○2番（三好和） はい。

○2番（三好和） 答弁ありがとうございました。

ロシアがウクライナに侵攻して以来、ガス、原油価格が値上がりし、それに端を発して世界的な物価高騰の煽りでですね、肥料、農機具等の出費が重く、やっぱり深刻な米不足で米の価格は、今、去年の2倍になる一方で米を生産する農家が、なかなか再生をしない。色々計画、おっしゃられたのがなかなかそういうのかどうかっていうのは、まだ疑問でありますが、先日5日に新聞等で見ますと参議院会館で開かれた「今こそ、日本の食と農を守ろう」と題する緊急集会でもですね、生産者JA関係者などからの報告で、特に茨城ひたち農業組合長からはですね、「需要に見合う米をつくる意欲も条件もあるのに、国の需要見通しに基づき、農家が持つ田んぼを35%も潰して転作を強いている。」と強調され、減反政策の転換を求めておられる現状がありました。

また、消費者連盟事務局の女性からはですね、輸入米は安全かと問われ、アメリカからの長距離輸入米は大量の殺虫剤や防カビ剤が使われ、健康状態が非常に不安であるという指摘もあります。

我が国で今、唯一自給できるのは米だと思うんですね 100%。

町の立場からではありますけども、あらゆる機会を通じて、また県や国にも、引き続きまた、政策を働きかけて食米を守る政策を働きかけていただきたいと思います。以上です。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） 再質問にお答えします。

おっしゃるとおりでございまして、今回、食料・農業・農村基本計画、これ昨年見直して今年計画ということになったんでございます。

やはり米ですね、価格転嫁がやっぱしきちつとできなんなら、やっぱり生産者はやる意欲を示さんということあります。

今回のこれを、今回昨年末からずっと今、令和の米騒動なんて言われておりますけど、もう少し皆さん、消費者の方も生産者の方も、こういうことに遭遇して考えるところに来てるんじゃないかなと思っております。

安けりやいいんじゃない、また高いのも、生産者も高いからいいという話では言っておりませんので、やはり適切な価格転嫁ができる、買う方もそれに、何といいますか、納得できるというような、それがやっぱり必要じゃないかなと思ってますんで、今回国がいろんなことを施策やっておりますけれども、そういう方向に、我々も行って欲しいなど、そう思っております。

やはり農業って大変大事なとこでありますんで、やっぱり安全保障の中で米ってのは一番大きな問題だと思うのでそれはしっかりと、話は進めていきたいなと思ってます。

もう抽象的なお話しかできんのですよ。あんまりこうやってやる、なんぼしてやるっていう話はできません。そういうことで、みんなで考えていかない問題だと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○2番（三好和） ありません。

○議長（河野） はい、三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○2番（三好和） はい、議長。

答弁ありがとうございました。2問目に移ります。

「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る捕獲個体の確認作業について」、少し質問します。

近年、鳥獣被害を頻繁に耳にするようになりましたが、山間部に行くとですね、獣除けの電気柵があり昼間でもイノシシ、シカなどに出くわし驚くことがあります。地元獣友会の皆さんには、捕獲、駆除など大変な作業をしていただき、大変感謝しております。

今年になってですね、鳥獣被害対策実施隊員が行う捕獲個体の確認作業実施要領が廃止になったと聞きました。捕獲個体の確認作業実施要領では、捕獲個体の確認作業は実施隊員・捕獲者と2名で行うようでしたが、要領廃止により一人で対応することもあると聞きました。罠にかかったイノシシ、シカなどは非常に興奮しており危険です。個体によっては、イノシシで特に山田上の方では1メートルをはるかに超える100キロを超えるイノシシが捕獲されたとも聞きました、中でも特にくくり罠はワイヤーロープ一本で、足1本かかっているわけですから、場合によってはとびかかってきたり、切れたりする危険もあり、とても危険だと思います。

近隣の自治体では、複数の確認作業は行なわれていないと経済課でもお聞きましたが、実施隊員皆さんの安全を考える上で、捕獲個体確認作業実施要領の廃止はやめるべきだと思いますが、本町の考え方をお伺いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） はい。2点目のご質問にお答えをいたします。

本町の鳥獣被害対策実施隊員が行う捕獲個体の確認作業については、令和7年4月1日付けて実施要領を廃止し、現在は行っておりません。

実施要領の廃止についての経緯ですが、昨年度、綾歌地区猟友会役員との協議の中で、「県内他市町では、このような確認作業は行っていない。猟友会会員は、捕獲だけすれば良いのではなく、捕獲者自身が、自己責任により、捕獲から止めさし、埋設までを行えるように人材育成を図りたい。また、捕獲確認者がいないことにより、一人で行う止めさし等の作業には危険が伴うが、そのことについては、猟友会として検討する。」との意向から廃止したものです。

町いたしましては、猟友会の意見を尊重し、実施要領を廃止し、鳥獣被害対策実施隊員が行う捕獲個体の確認作業は、他の市町と同様に、実施しないこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○2番（三好和） はい。再質問します。

○議長（河野） 三好君。

○2番（三好和） はい。

○2番（三好和） 答弁ありがとうございます。

「今年の令和7年度よりイノシシ等捕獲現場確認者を廃止することとします。」という事務連絡が実施隊員に届いて、驚いた方も多くいたと聞きます。

また今年は、北海道東北を中心にクマなどが頻繁に住宅地の現れたりしてですね、住民が襲われるケースが報道されたりしておりますし、地元猟友会の皆さんとか、警察の

方が対応しておりますが、なかなか法律でも住宅で発砲できないとか、いろんな条件があるって、また価格は、捕獲奨励金が安すぎて、もうなかなか隊員が組織できないとか、いろんな、条件もあるかと思いますけどそれも幾分か見直されてきてるんだと思います。

また、綾川町においても、イノシシ、シカ、サルにおいては1万円の奨励金を1万5,000円に増やした。

イノシシ、アライグマなどはやり直し、ハクビシン、アライグマなどはそのままだそうですけども、本当にね、「幾ら保険に入っているとはいって、実施隊員の隊員というのお金でやってるんじゃないんでね。僕らはお金が上がったからどうこう言うんじやなくて本当に鳥獣害を心配して、ほぼボランティア精神で頑張ってるのに、あまり冷たいんじゃないか。」っていうのが、今の住民の声をよく聞きます。

やはりね、大事な命ですし、こないだ僕、箱罠とくくり罠を見に行きましたけども、箱罠に入ってる、檻に入ってるイノシシは安全じゃないかと思いましたが、もうその下をね、50センチぐらい掘って逃げようとしてるんですよ。ですからもうちょっと遅かったら出てるかもしれない。くくり罠にかかるてイノシシは自分で掘ってですね、ほぼほぼもう土に埋まってるんです。だから、見た感じわからへんのですけど飛び掛かってくるっていうはワイヤー一本ですから、やっぱりね命に関わる。

止めさしも見ましたけども、もうね、やり一本で立ち向かっていくんですよね。それを、これでいいのかというのは、私も実感した意見ですが、捕獲者確認者をやっぱり複数で行うようにすべきだと思いますが、再度お伺いしますがいかがでしょうか。

○経済課長（福家） はい、議長。

○町長（前田） 福家経済課長。

○経済課長（福家） はい、議長。

○経済課長（福家） 三好和幸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この確認作業につきまして1人で行いなさいということではございませんで、これは、先ほど答弁の中でもございましたように、猟友会の中からご意見が出ております。

この実施隊員というのは猟友会から推薦をいただいて任命をしている隊員でございますので、この件につきましては猟友会内部で十分検討をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○2番（三好和） ありません。

○議長（河野） はい。

○2番（三好和） ありがとうございました。

○議長（河野） 以上で、三好君の一般質問を終わります。